

富山県高齢者福祉計画等推進委員会設置要綱の
一部改正について

(1) 第3条関係（組織）

計画策定期間に合わせ、委員の任期を「2年」から「3年」に変更

(4) 附則

要綱の一部改正は、平成24年5月1日から施行
(任期の開始に合わせて施行)

○新旧対照表

旧	新
(組織) 第3条 (略) 2 (略) 3 委員の任期は、 <u>2年</u> とする。ただし、 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間 とする。 4 (略)	(組織) 第3条 (略) 2 (略) 3 委員の任期は、 <u>3年</u> とする。ただし、 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間 とする。 4 (略) 附 則 <u>この要綱は、平成24年5月1日から施行 する。</u>

富山県高齢者福祉計画等推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 本県の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する「富山県介護保険事業支援計画」(以下「支援計画」という。)及び高齢者の保健福祉サービスの供給体制の確保等に関する「富山県高齢者福祉計画」(以下「福祉計画」という。)の進捗状況の点検並びに支援計画及び福祉計画の見直しを目的として、富山県高齢者福祉計画等推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議、検討を行う。

- (1) 支援計画及び福祉計画の進捗状況の点検に関すること
- (2) 支援計画及び福祉計画の見直しに関すること
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員25名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、保健・医療、福祉関係者、被保険者代表、費用負担関係者、行政関係者等の中から、知事が委嘱又は任命する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。

3 会長は会務を総理する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、会議の議長となる。

2 会議には、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、富山県厚生部高齢福祉課において処理する。

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成12年12月4日から施行する。

2 この要綱の施行の日の前日において、富山県介護保険事業支援計画及び高齢者保健福祉計画策定委員会の委員であった者は、本委員会の委員とみなし、その任期は、第3条第3号の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。